

## 長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

### (目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、発電施設を設置する者が、用地の選定から発電施設の廃止に至るまで、安全や周辺環境等に配慮するとともに、市及び隣接住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること並びに発電施設の設置場所の立地に配慮すること等について必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設の円滑かつ適正な導入が促進されることを目的とする。

### (定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設：太陽光発電施設をいう。ただし、建築物の屋根に設置するものを除く。
- (2) 大規模発電施設：次に掲げる施設をいう。
  - ア 定格出力が50キロワット以上の発電施設
  - イ 実質的に同一の区域に複数の発電施設を設置する場合（これらの発電施設が同時期に設置されない場合を含む。）において、発電施設の設置者、設置する土地の所有者、販売事業者、販売代理事業者、設計事業者、施工事業者並びに保守点検及び維持管理の責任者のいずれかが実質的に同一の者であり、それらの定格出力の合計が50キロワット以上の発電施設
- (3) 実質的に同一の区域：隣接又は近接する一団の土地で構成される区域をいう。
- (4) 設置者：発電施設を設置する者及び当該発電施設により発電事業を行う者をいう。
- (5) 実質的に同一の者：親族又は法人並びに当該法人の構成員及び従業員（これらの親族を含む。）のいずれかで構成される複数の者をいう。
- (6) 届出拡大区域：別表1に掲げる「設置が適当でないエリア」の①から⑤まで及び「設置に慎重な検討が必要なエリア」の①から③までに掲げる区域をいう。
- (7) 隣接住民等：発電施設の設置が計画される区域（以下「計画区域」という。）に隣接する土地及び家屋の所有者並びに居住者並びに計画区域が所在する行政連絡区の区長をいう。なお、届出拡大区域への設置が計画される場合（計画区域の一部が届出拡大区域である場合を含む。）については、当該区域の周辺において影響が及ぶおそれがある者を含むものとする。

注：影響が及ぶおそれがある者の範囲については、市へ事前にご相談ください。

### (対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表2に掲げる法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模にかかわらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前協議し、必要な手続等を行うものとする。

(太陽光発電施設の設置が適当でないエリア等)

第5 「設置が適当でないエリア」及び「設置に慎重な検討が必要なエリア」を別表1のとおりとする。

(隣接住民等への事前説明等)

第6 設置者は、次の各号に掲げる発電施設（以下「届出対象発電施設」という。）の設置を行おうとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、隣接住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。

この際、隣接住民等から出された要望・意見等に対しては、適切に対応するものとする。

(1) 大規模発電施設

(2) 届出拡大区域（計画区域の一部が届出拡大区域である場合を含む。）にあっては定格出力20キロワット以上50キロワット未満の発電施設

注：届出拡大区域においては、発電施設の規模や設置場所の地形などによっては、計画区域が所在する行政連絡区のみにとどまらず、隣接する行政連絡区の住民への配慮が必要となる場合がありますので、事前に市へご相談ください。

(届出)

第7 設置者は、届出対象発電施設の工事に着手する日の30日前までに、長野市太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、長野市太陽光発電施設（変更・廃止）届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第8 設置者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に従って適切に発電事業を行うこと。

(2) 届出対象発電施設の設置に当たっては、隣接住民等との協調を保つとともに、当該施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

(3) 定格出力20キロワット以上の発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第5条第1項第5号に定める標識を掲げること。

注：標識の大きさ、色については、長野市屋外広告物条例により制限がありますので、下記を参考にしてください。

- ・表示面積1面当たり0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下
- ・色は2色（白地に黒文字などとしてください。色の濃いもの（日本工業規格の彩度8超）や、反射光素材、動光、点滅などは不可）

（報告）

第9 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

（補則）

第10 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

（施行期日）

このガイドラインは、平成27年9月1日から施行し、平成27年10月1日以後に着工する発電施設から適用する。

附 則

（施行期日）

1 このガイドラインは、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 このガイドラインによる改正後の長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定（第8第1号及び第3号を除く。）は、平成29年8月1日以後に着工する発電施設について適用し、同日前に着工した発電施設の取扱いについては、なお従前の例による。